

第 1 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 5 年 8 月 9 日開会

令和 5 年 8 月 9 日閉会

米沢市農業委員会

令和5年8月9日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第1回定例総会を米沢市役所3階
庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番	小関善隆	委員	8 番	樋渡由美	委員	1 5 番	長谷部吉雄	委員
2 番	我彦正福	委員	9 番	高山古典	委員	1 6 番	相田市三郎	委員
3 番	山王堂民榮	委員	1 0 番	遠藤伊一	委員	1 7 番	伊藤俊浩	委員
4 番	佐藤政和	委員	1 1 番	江口益美	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
5 番	宮崎雅文	委員	1 2 番	橋本政美	委員	1 9 番	桐澤林右衛門	委員
6 番	木村彰博	委員	1 3 番	古畑功一	委員			
7 番	鈴木和義	委員	1 4 番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	小 田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。第1回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を1番 小関善隆会長のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、おはようございます。

第1回の定例総会ということですので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

去る3日に、かねてより農業委員会が親元就農についての激励金の支援をお願いしたいということをおっしゃってくださったわけでもありますけれども、それが今年度2名の方に、市長より激励金の贈呈式がございました。2名の方については、ここにおられます高山委員の息子の〇〇さん。（「はい」の声あり）あと△△△△さん、〇〇〇〇さんの孫、お父さんは△△さんだっけ、その〇〇さんが今年度農業大学校を出て就農したということで、2名の方が市長より贈呈がございました。5名分くらいは予算があるようですので、市長からこれしかないのかとちらっと言われたので、もし該当者いれば、農業委員の方でその申請をしていただきたいなと思ったところがございます。よろしく願いをしたいと思います。

なお、高山さんについてはその後息子さんと家族協定を結んだということで、私が立会人ということで臨みました。これからは営農に親子、家族で頑張っていただきたいなと思います。

また同日午後ですけれども、置賜地方の農業委員会の連絡協議会の総会も南陽市でありました。その席上、会長には南陽の高橋会長、副会長には長井の寒河江会長に決まりました。米沢、南陽、長井の3つの市が持ち回りで会長を選ぶ、事務局もなったところがするとなっておりますので、今まで、昨年までですと伊藤会長でしたので、米沢が事務局を持っておったところがあります。置農委については持ち回りで各役職決まっておりますので、これについてはそんな状況でありました。

大変暑い中でありますので、熱中症についても中学校の犠牲者が出たようなこともありますので、農作業には十分注意をしていただきたいなと思います。

本日は、どうもご苦労さまでございます。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進

行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第1回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、2番 我彦正福委員、3番 山王堂民榮委員を指名いたします。

続いて、今回は改選後初の定例総会でありますので、審議に先立ちまして、総会時における留意事項等について事務局の説明により確認を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

それでは、私より総会時における留意事項についてご説明いたします。

まず、総会並びに関連事項については、農業委員会等に関する法律、以下、委員会法といいます。により、規定がなされております。また、米沢市農業委員会会議規則、以下、会議規則といいます。により、その補完がされております。

1つ目ですが、会議の公開及び議事録についてですが、委員会法第32条により会議の公開が規定されております。また議事録については、同法第33条で作成と適切な方法により公表が規定されており、さらに会議規則により議事録の作成と内容及び議事録署名についての定めと傍聴人についての定めがございます。なお、議事録については要点筆記ではなく、審議内容等の全てが記載されることとなりますので、作成のために審議内容の録音を行っておりますので、ご承知おきください。

2つ目は、会議の欠席についてでございます。会議規則では事故により出席ができないときはその理由を付して当日の会議時刻までに会長に届けなければならない旨の定めがございますので、万が一欠席となる際には早めに事務局へお知らせいただきますようお願いいたします。

3つ目は、会議中の発言に関してですが、発言の際には議長の許可を求めなければならない旨、会議規則により定めがございますので、挙手をして議長より指名を受けた後に起立し、議席番号と氏名を名のってから自席より発言するようにお願いいたします。また、発言については簡明な内容となるようご留意をお願いいたします。

最後に4つ目ですが、携帯電話等についてですが、会議出席の際はあらかじめ電源を切るか音の出ない設定にするようお願いいたします。この点は特に規定等での定めはございませんが、会議の性質を鑑み、皆様のご理解とご

議長
全委員
議長

協力をお願いいたします。

総会時における留意事項等については以上です。

ただいまの事務局の説明について、何か質問等ありませんか。

なし。

ないようですので、2点目から4点目については特に私からも厳にお願いをしたいと思います。

それでは、審議に移りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐
議長
根津補佐
議長

(挙手)

根津補佐。

議案書の訂正等はありません。

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号14号から21号の計8件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田8筆 7, 540. 00㎡、畑3筆 432. 64㎡、合計11筆 7, 972. 64㎡です。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成12年頃です。申請理由は、平成12年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和56年頃です。申請理由は、昭和56年頃より建物敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和63年頃より前です。申請理由は、昭和63年頃には既に住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成13年頃より前です。申請理由は、平成13年頃には既に耕

作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号１８号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成１３年頃より前です。申請理由は、平成１３年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号１９号 申請人 ○○○○ 外１名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、平成１３年頃より前です。申請理由は、平成１３年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号２０号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成１３年頃より前です。申請理由は、平成１３年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号２１号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、平成１３年頃より前です。申請理由は、平成１３年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第１号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第１号 農地法第１８条第１項第２号該当による同条第６項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第１号 農地法第１８条第１項第２号該当による同条第６項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号２１号から２２号の計２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ１０筆 ２９，４１６．００㎡です。

受理番号２１号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号２２号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第 3 条第 1 項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号 24 号の 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 136.00m²です。

受理番号 24 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
6 番
議 長
6 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(木村彰博委員 挙手)

6 番 木村委員。

6 番 木村です。議第 2 号、受理番号 24 番についてですが、小関会長の担当ですが代わってご報告いたします。

農地を売買する申請です。申請人等、必要事項につきましては議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、○○公民館から西に約 200 メートルのところにあります。本件申請地を囲むように隣接する宅地と空き家と一緒に、売買による所有権移転を行うものであります。売買する畑はこれまでも畑として利用しており、所有権移転後も畑として利用するので問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号 24 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 2 4 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 事業計画変更申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 事業計画変更申請について。下記のとおり、事業計画を変更したいと申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号 2 号の 1 件です。本件は、令和 3 年 6 月 1 4 日に農地法第 5 条の許可を得ております。申請人、土地の表示等については議案書記載のとおりです。当初計画は、6 区画の宅地分譲でした。実施状況については、所有権移転登記は完了し、工事は未着工であります。変更後の計画は、承継者の事務所が米沢市内にございますが、手狭となったため申請地に移転するものです。

なお、今回の事業計画変更は所有権の移転が伴うため、承継者を譲受人とした農地法第 5 条の許可申請が改めて提出されております。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第 3 号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号 1 5 号から 1 7 号の計 3 件で、申請がありました地目別の筆数及

び地積は、田のみ8筆 2, 925. 61㎡です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び車両置場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途市域内の3種農地です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、事務所、倉庫の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農家住宅の建設のためです。こちらは集落接続の1種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号15号から17号を上程いたします。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 6番 木村委員。

6 番 6番 木村です。議第4号、受理番号15番、16番についてですが、小関会長の担当ですが代わってご報告いたします。

まず、15番についてご報告いたします。売買による、申請地へ資材置場に転用するための申請です。申請人、土地の表示等は議案書に記載のとおりです。申請地は、△△△△西側約30メートルに位置します。○○○○の現在保有している資材置場が手狭となり、拡張する必要があり候補地を探していたところ、知人から当該農地及びその所有者を紹介され、現在保有の資材置場より会社が近いということもあり、また、その売買及び利用計画の申請になります。隣接地に農地はありますが、事業計画に影響はないものと判断し、事前着工ありませんので、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

続いて、受理番号16番についてご報告いたします。先ほどの議第3号の事業計画変更申請の件になります。申請人、土地の表示等は議案書のとおりです。申請地は、国道13号線、○○○○米沢店の十字路を東へ150メートル、道路の南側に位置します。事業拡大に伴い、現在の米沢事務所が手狭になったため、本申請地を譲り受け、新事務所と駐車場、車庫を建設する申請になります。隣接地に農地はありますが、影響はないものと判断し、事前着工ありませんでしたので、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、17号。

10 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 10番 遠藤委員。

10番 10番 遠藤です。私から議第4号の17号について調査結果を報告いたします。

調査は、8月2日に行いました。記載されている貸人、借人の住所は記載のとおりであります。この案件は、住宅を建設することでの転用の案件であります。〇〇〇〇さんと借人の△△△△さんは親子関係であり、現在、△△さんは万世地区に居住しておりますが、実家の敷地内に住宅を建設したいということであります。息子さんは現在農業を継いで一生懸命に頑張っており、万世から通勤するよりも自宅から耕作条件がいいということで、住宅を建てるということでありますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号15号から17号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号15号から17号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号1号から6号の計6件です。内訳は、新規の貸借権の設定が2件、貸借権の再設定が4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ34筆 50, 475. 00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移ります。

皆様から意見や質問など、何かご発言ありませんか。事務局からありませんか。

根津補佐
議 長
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

前回までの令和2年からの農業委員会定例総会におきましては、この議案が全て審議を終了した後に、各委員から5分程度の農政振興に資する話題提供ということで、5分程度ですがお話しをいただきまして、そのことについての意見交換を行うことをやってまいりました。今回改選となりましたので、次回の定例総会からまたこの話題提供を再開させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。内容につきましては、一応将来的に意見書等に反映できるような、農地利用の最適化に資するような内容としていただきたいと思います。今回は議席順で、次回2番からでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ですが、年間計画、お手元にお配りしましたが、あくまでも年間計画は3月3日現在のものですので、参考にご覧いただきたいと思います。農事相談でお配りしている今後の日程が最新となりますので、ご注意ください。会場等変わっている場合がありますので、農事相談の日程が最新であるということでお願ひいたします。今回、8月9日新任研修会とありますが、

それも総会終了後ありませんので、よろしくお願いします。新任研修会につきましては8月21日、山形市のビッグウイングですので、よろしくお願いいたします。

また、もう1点です。9月7日の協議会ごとの、地域ごとの懇親会の会場等につきましてご連絡いたします。第1地域がヴェルデで5,500円、第2地域がなでらで5,000円です。第3地域が花園で5,000円となっていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局からいろいろ報告ありましたけれども、農政振興に関する意見については次回から、議席番号2番から1名ずつでいいですか。（「はい」の声あり）1名ずつ、毎回定例総会のときに発言をするということをお願いしたいと思います。内容については、そこから意見書の提出ということもありますので、そういう内容の、中身のある意見をお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その他ございませんか。

16番 (相田市三郎委員 挙手)

議長 16番 相田委員。

16番 16番 相田です。

1つお願い事があります。今回の改選で若い農業委員が多くなりました。また、会長と職務代理も替わりましたので、新しい農業委員の方は分からないと思いますので、会長、職務代理はリーダーシップを発揮していただき、生活困窮者の支援をよろしくお願いいたしますと思っていますので、この場を借りてお願いしたいと思います。

議長 困窮者の支援についてということ。

16番 はい、新しい人分からないと思うから。

議長 ただいま相田委員からあったとおり、年に2回ほど困窮者の支援ということで、いろいろ皆様方にご協力をいただいておりますので、今後についても相田委員中心になりながら要請があると思いますので、農業委員会としても皆様にご協力をお願いしたいということであります。時期とか何かについてはいつ頃。

16番 会議のときに話す。

議長 ほかに。

14番 (佐藤利夫委員 挙手)

議長 14番 佐藤委員。

14番 14番 佐藤です。

前回の農事相談で2点ほど報告というか、協議をお願いしたいんですけれ

ども、1点目は、農業者との懇談会ですが、第3ブロックにつきましては10月下旬頃ということで決まりましたので、ご報告申し上げたいと思います。

なお、積立金につきまして1年間5,000円ということだったようです。また、推進委員からは新藤広一さんが幹事ということになっており、農業委員からは前回高橋祐弘委員が幹事だったようでございますので、その5,000円の集め方と、あと幹事はどのようにお決めしたらよろしいのか、ご協議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま第3ブロックの佐藤利夫委員から意見交換会のことについてと、もう1点、積立金の集め方等について意見をもらいましたので、意見交換会については後にして、積立金5,000円について、ちょっと事務局から。

根津補佐 今回新藤さんがご承諾いただいたということで、推進委員から第3ブロックで新藤さん、第2ブロックから会計として宮崎さんということで、第1ブロックは遠藤伊一さんをお願いしたいと思います。

議長 集め方とか何かというのは後で。

根津補佐 集め方は、9月7日の農事相談に集金したいということでしたが、宮崎委員、現金でもらうんですね。（「はい、現金で各ブロック集めて」の声あり）9月7日に集めると聞いております。

議長 次回の農事相談のとき、それまでに具体的に通知するようにして。

14番 幹事はどのような方になるんですか。

根津補佐 幹事が伊一さんと新藤さんで、会計が宮崎さん。

14番 第1、第2、第3とバランス取って。

議長 会計は宮崎委員ということで、幹事については祐弘委員の代わりに遠藤伊一さんに。あと、推進委員の新藤さんについてはそのままということでありますので、会費の徴収については次回の7日ということで、詳細については追って連絡ということでお願いをしたいと思います。

それでは、先ほどありました農業者との懇談会でありましたけれども、具体的にはこれからの中での話かと思えますけれども、どういう方法がいいのか、あるいは今までどおり各ブロックで1か所がいいのか、あるいは地域計画というのが出てきているので、それに沿った方法がいいのかといろいろあると思えますけれども、地域計画自体が農政課あたりとの突き合わせも多分していないべ、まだ。（「はい」の声あり）していないということでもありますので、その辺も併せて次回の農事相談あたりまで出るか。

根津補佐 農政課がまだ9月7日の農事相談では出ないと思います。おそらく農政課での地域ごとの人・農地プランの話し合いと同じようにやるとすれば、やはり11月以降でないかなと思っていますので、今回農業者との意見交換会につ

いて、もしそういった機会があれば、そういったものと一緒にやっていくのもあるのかなと思っているところです。もちろん単独で行っていてもいいと思うんですが、それについてはブロックで話していただきたいなと思います。

議長 まだ11月頃にならないと、いろんなもの出てこないと思います。本当はこれ計画つくるにもいろんな説明をしていかなくちやならないと思いますので、そういう場を借りて説明をしていただくということも一つ大事だなと思いますので、これについても、もう少し具体的に決まったら話を進めるということ。

14番 1つ思うのは、意見書の提出の絡みもあるものだから、市に要望する案件とかもし懇談会の場で出れば、11月頃ではちょっと遅いのかなというか、また1年越しになってしまうのかなと、出遅れになってしまうのではないかなと思うんですけれども、そういった意見がなければ11月でもよろしいんですけれども。ただ、何で第3ブロックが10月下旬頃としたのは、やっぱり11月過ぎになってしまうと農家の方が冬場の働きに出る方もいらっしゃるし、そういった意見書の絡みもあるものですから、できれば前倒しじゃないですけれども、10月下旬に設定したほうがいいんじゃないかということで決めさせてもらったんですけれども。また11月下旬だと、やっぱりいい意見が出た場合に市に反映されないということで、堂々巡りになるんじゃないかなと思いますので、その辺どこかである程度軌道修正しない限り、市の農政も変わっていかないんじゃないかなと思います。

議長 ということで、いろいろありますけれども、まず次回の農事相談あたりにいろいろ決めていかないと、なかなか日程的にも無理が出てくるんじゃないかなと思いますので、この点についてはそれまでいろいろ検討していくと。また、各ブロックにおいてもいろいろ検討をしていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

11番 (江口益美委員 挙手)

議長 江口委員。

11番 11番 江口です。

米平からでありますけれども、この猛暑で炎天下が続いている中でありますして、穂揃期を迎えながら大変大事な水の管理が今なされていると思いますけれども、本当に水の量は半分減っているわけでありますけれども、このままでも8月いっぱい水窪ダムの水はそのままというお話でありましたので、報告させていただきました。

以上です。

議長 今、土地改良区からということで、水は8月いっぱい大丈夫だということ

でありました。土地改良からもありますけれども、農協からもいろいろ米価について新聞紙上に仮渡しが上がらんんじゃないかという話も出ておりますけれども、その辺も情報があつたら、佐藤委員。

4 番

4 番 佐藤です。

ただいま会長から意見求められましたけれども、今そういう対策につきまして、いろいろ各所で組合長を中心として頑張っておるところでございます。今月の8月17日に食料・農業・農村基本施策ということで、法律が改正になるということで中間取りまとめということで今やっておるわけですが、それについて意見を集約して反映をさせるということで、要請集会を山形のテルサホールで行うということになっています。そこで様々な問題を採択していただきまして、全国大会に積立てをしまして、その中でいろいろもんでもらうと。そして法律に載せていただくという運びになっております。

今、適正な農産物の価格に落ち着くようにということで、農業者各層から要求がされており十分に承知をしているところでございます。今役員中心に一生懸命やっておりますので、皆様からいろんなご意見を私どもにお寄せいただき、それを反映をさせるということで考えておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議 長

ありがとうございます。

皆さんからほかになれば、その他を終了して、本日の第1回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。（「会長、報告だけすみません」の声あり）

議 長
8 番

はい、まだ。

すみません、報告だけさせてください。

8月2日、山形県の女性農業委員の会ということで、総会が天童ホテルにて開催されました。根津補佐に同行していただきまして、今回、県で7名の女性の委員の参加となりまして、その中でも新任委員が多く出ておりましてフレッシュなスタートとなりました。会長は、引き続き南陽市の黒澤ファームの黒澤さんとなりました。朝日町とか川西町で30%を達成なさったということです。その中で、長年務められた2名の方から新任の方へのアドバイスなどいただいたり、研修会などがありました。今後も、引き続き女性の登用促進に努めるということで、皆さんで申し合わせてきたところです。

以上、報告になります。

あと、置農委の活動もこれから女性の活動もございまして、あとは米沢市の食農講座の元気っ子講座もありますので、引き続き皆様のご協力、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

総会終了いたしましたけれども、何か皆さんから発言ということありましたら。女性農業委員会の総会が天童であったと。会長には黒澤さんが引き続きなつたと。（「はい」の声あり）

それからちょっと言い逃しちゃったけれども、元気っ子講座とか農業講座については9月に予定していたような気が。なくなったんだっけか。

8 番

それがなくなりまして、11月だけになります。1回だけになりまして、山王堂委員にまた今年も。〇〇さんは。

1 8 番

〇〇さん頼みました。しゃべってくれと。

8 番

また今年もそばの講座をやらせていただくんですけれども、山王堂委員が率先して頑張ってくれるそうです。よろしくお願いいたします。

議 長

じゃあ、11月に元気っ子を。

それでは、なければ本日の定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

午前10時40分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年8月9日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

我彦 正福

議事録署名委員

山王堂 民榮